

第5 取調べの可視化

1 日弁連の活動

日弁連は、かねてから一貫して、取調べの全過程の録画・録音を提言してきた。2003（平成15）年7月14日付「取調べの可視化についての意見書」を理事会で承認し、同年10月17日には、日弁連人権擁護大会において「被疑者取調べ全過程の録画・録音による取調べ可視化を求める決議」を採択し、その後、2007（平成19）年5月25日の日弁連定期総会において「取調べの可視化（録画・録音）を求める決議」を、2009（平成21）年11月6日の第52回人権擁護大会において、「取調べの可視化を求める宣言—刑事訴訟法施行60年と裁判員制度の実施をふまえて」を、それぞれ採択してきている。

2011（平成23）年5月27日、日弁連定期総会において、「取調べの可視化を実現し刑事司法の抜本的改革を求める決議」を採択し、①遅くとも翌年度（2012〔平成24〕年度）の通常国会までに、被疑者取調べの可視化（取調べの全過程の録画）を、対象事件の範囲を段階的に拡大することを含め、法制化すること、②上記①の法制化がなされるまでの間、各捜査機関の捜査実務運用において、取調べ・調査の全過程の録画を、できるだけ広範囲で実施すること、特に知的障がい者、少年、外国人等のいわゆる供述弱者及びいわゆる特捜事件については、弁護士等の求めがあれば原則として取調べ・調査の全過程の録画をすることを求めている。

日弁連は、会員に対して、弁護活動の中で捜査機関に対して可視化を要請し、被疑者に「被疑者ノート」を差し入れ、自白の任意性・信用性を徹底的に争うための弁護技術についての特別研修を実施している。

2009（平成21）年4月には、会員向けに、「被疑者ノート活用マニュアル（改訂版）」、「取調べの可視化申入書（モデル案）活用マニュアル（裁判員裁判対応）」及び「取調べ一部録画事案弁護活動マニュアル」を発行し、その後、2012（平成24）年2月、これらを一本化した「取調べ対応・弁護実践マニュアル」を発行した。

その後の状況の変化を踏まえて、2014（平成26）年10月、「取調べ対応・弁護実践マニュアル第2版」を発行している。

2 検察における全過程の録音・録画の試行の開始

検察庁は依命通達により、2014（平成26）年10月1日から、従来の試行を本格実施することとして、①裁判員裁判対象事件、②知的障害を有する被疑者で、言語によるコミュニケーションの能力に問題がある者、又は取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者に係る事件、③精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件、④独自捜査事件であって、当該事件について検察官が被疑者を逮捕した事件については、取調べの全部又は一部の録音・録画を実施することとしている。

また、併せて、①公判請求が見込まれる身柄事件であって、事案の内容や証拠関係等に照らし被疑者の供述が立証上重要であるもの、証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめ

ぐって争いが生じる可能性があるものなど、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件、②公判請求が見込まれる事件であって、被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなどの個々の事情により、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件について、取調べの全過程を含め、様々な録音・録画を試行することとしている。

3 法制審議会特別部会での審議結果を受けた法案提出とその審議状況について

江田法務大臣（当時）は、2011（平成23）年5月18日付で、法制審議会に対して、「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書の過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい。」とする諮問（諮問第92号）をし、これを受けて、法制審議会は「新時代の刑事司法制度特別部会」（以下、単に「特別部会」という。）を設置した。

同年6月29日に同特別部会の第1回会議が開催され、2014（平成26）年7月9日の第30回会議において、「新たな刑事司法制度の構築のための調査審議の結果【案】」が全会一致で了承され、裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件については、原則として取調べの全過程の録音・録画が義務付けられ、検察官は、当該取調べで作成された被疑者調書の任意性が争われたときは、当該供述調書が作成された取調べの状況を録音・録画した記録媒体の取調べを請求しなければならないとするなどが盛り込まれ、同年9月18日に開催された法制審議会総会で了承され、法務大臣に答申がされた。2015（平成27）年3月の通常国会では継続審議とされたが、2016（平成28）年5月に可決・成立した。

4 今後の取組み

改正法の詳細な内容は類書に譲る。

日弁連及び弁護士会は、検察庁の依命通達により、2014（平成26）年10月から取調べの録音・録画の試行が、現に大幅に拡大することになっていることを受けて、個別事件において可視化の申入れが必須の弁護活動であることを会員に周知徹底するために、研修等を実施するとともに、その実施状況を調査検討することを継続していく必要がある。

弁護人は、警察や検察に対して、全件について取調べの全過程を録画・録音することを申し入れ、全件について「被疑者ノート」を被疑者に差し入れるとともに、自白を強要する取調べが行われた場合には、検察官については決裁官に対する申入れ、警察官については取調べ監督官に対する苦情申出を行う弁護活動を実践すべきである。

なお、2011（平成23）年7月8日に、笠間治雄検事総長（当時）が発表した「検察改革—その現状と今後の取組—」と題する文書の中で、監察指導部を新設し、検察官又は検察事務官の違法・不適正行為に対処するための監察の実施等の指導を充実強化するとされていることから、自白を

強要する取調べをしたのが検察官である場合には、弁護人は、最高検の監察指導部に対する申告をも行うべきである。

さらに取調べの全過程の録画がなされる場合に備えて、弁護人は、被疑者に対して、録画についてどのようにアドバイスするかという新たな弁護活動のあり方の検討も必要となっている。

日弁連及び弁護士会は、このような各弁護人の刑事弁護における実践の積み重ねを通じて、改正法では、なお取調べの録音・録画の義務化が不十分であり、全ての事件における取調べにおいて、供述の任意性担保の手段かつ取調べの適正化のための制度として、全過程の可視化が不可欠であることを明らかにして、制度見直しに向けて、全事件・全過程の可視化を実現するように、全力で取り組んでいくべきである。